

作成日：2012年1月5日

メキシコ合衆国

特許庁の所在地：

Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial (IMPI)

Av. Periferico Sur No.3106,

Col. Jardines

Del Pedregal,

01900 Mexico, D. F.

Tel : 525-624-0401

Fax : 525-624-0406

E-Mail : buzon@impi.gob.mx

Website : <http://www.impi.gob.mx>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (6) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (7) 外国公文書領事認証免除に関するハーグ協定 (Hague Agreement)
- (8) 北米自由貿易協定 (NAFTA)

2. 現地代理人の必要性有無

メキシコ国内に住所を有していない出願人は、メキシコ国内に住所を有する代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

Asociacion Mexicana Para la Proteccion de la Propiedad Intelectual
(AMPPI)
(Mexican Association for the Protection of Intellectual Property)
Versovia No. 57-701
Col. Juarez
C.P.06600, Mexico, D.F., Mexico
電話：52-55 5208 0397
Fax： 52-55 5207 7940

4. 出願言語

スペイン語です。

5. その他関係団体

JETRO MEXICO
Pasco de las Palmas No. 239 Piso 3. Col.
Lomas de Chapui
電話： 52- 55- 5202- 7900
FAX： 52- 55- 5202- 8003

6. 特許情報へのアクセス

http://sig.a.impi.gob.mx/wb/SIGA/SIGA_busqueda_simple

特許制度

1. 現行法令について

1998年1月1日に施行された1997年12月26日の政令による改正特許法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。願書は、現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

スペイン語の明細書等の提出が必要です。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。出願日から60日以内に提出できます。

(5) 譲渡証 (Assignment)

譲渡人が署名します。出願日から60日以内に提出できます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

(7) 優先権翻訳

スペイン語の翻訳文を出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位: メキシコ ペソ (MXN))

(1) 出願料金	7 3 5 6
(2) 優先権主張料金	8 0 0
(3) 早期公開料金	1 1 4 7
(4) 期間延長料金 (1ヶ月当たり)	1 2 1
(5) 特許発行料金	2 6 8 6
(6) 年金	
① 1年度から第5年度まで (各年度当たり)	7 8 2
② 第6年度から第10年度まで (各年当たり)	1 4 5 2
③ 第11年度から第20年度まで (各年当たり)	2 1 8 2

4. 料金減免制度について

発明者、中小企業又は教育機関等の公的機関が出願する場合には、規定料金の半額納付の適用を受けることができます。

5. 実体審査の有無

特許出願は実体審査されます。

6. 出願公開制度の有無

特許出願は出願公開されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、特許庁は方式的要件の審査、出願公開、実体審査を全ての出願に対して行います。

(1) 方式的要件の審査について

まず、出願書類が方式的要件を満たしているか否かについての審査が行われます。方式的要件を満たしていなかった場合には、補正指令が発行され、出願人は当該指令書発行日から4ヶ月以内に応答する必要があります。

(2) 不特許事由について

次の事由は特許を受けることができません。

- ・芸術的な創作物である場合。
- ・発見や、科学上の理論に過ぎない場合又は算術的な方法の場合。
- ・精神的な行為の場合、遊戯方法や商業的な活動のための計画等の場合。
- ・コンピュータプログラム自体の場合。
- ・公序良俗に反する場合。
- ・人体及び動物に対する治療・診断方法の場合。

なお、医薬品や化合物は特許を受けることができます。

(3) 新規性について

絶対的新規性が採用されています。従って、出願に係る発明がその出願日前（優先権を主張する場合は、優先日前）に世界中のいずれかの国で、公知、公用、又は刊行物に記載されている場合には、新規性はなく、特許を受けることはできません。また、出願日（又は優先日）前に出願された先の出願の内容と同一の後の出願も特許を受けることはできません。但し、次の場合は、新規性喪失の例外が適用されます。

<新規性喪失の例外>

- ① 特許を受ける権利を有する者による、出願日（又は優先日）前12ヶ月以内における発明の公表の場合。
- ② 特許を受ける権利を有する者が、出願日（又は優先日）前12ヶ月以内に国際的な博覧会に出品することにより発明が公表された場合。

但し、いずれの場合でも、出願時に証拠書類等を提出する必要があります。

(4) 出願公開について

出願日（又は優先日）から1年6ヶ月、出願内容は公開されます。出願公開により、いわゆる仮保護の権利が発生します。出願人は、また所定料金の納付を条件として早期公開を請求することができます。

(5) 実体審査について

① 審査請求制度は採用されておりませんので、出願は自動的に全て特許要件（新規性、進歩性又は産業上の利用性等）を満たしているか否かについて審査されます。特許要件を満たしていないと判断された場合、2ヶ月の期間を指定して拒絶理由通知が発行されます。この期間は、請求により2ヶ月間延長することができます。出願人は意見書や補正書を提出することができます。上記拒絶理由通知に対して提出された意見書等により、依然として拒絶理由を解消していないと判断された場合には、最終的に出願は拒絶査定がなされます。なお、特許庁は他国で対応出願がされている場合には、対応出願の審査結果の提出を出願人に求めることができます。出願が最終的に拒絶された場合、出願人が当該査定書の発行日から15日以内に、特許庁に不服を申立てることができます。

② 一方、最終的に出願に係る発明が特許要件を満たしていると判断された場合、特許付与の決定がなされます。この特許付与通知に対して、通知日から2ヶ月以内に特許付与料金及び5年度分の年金を納付することにより、特許が付与され特許証が出願人に発行されます。

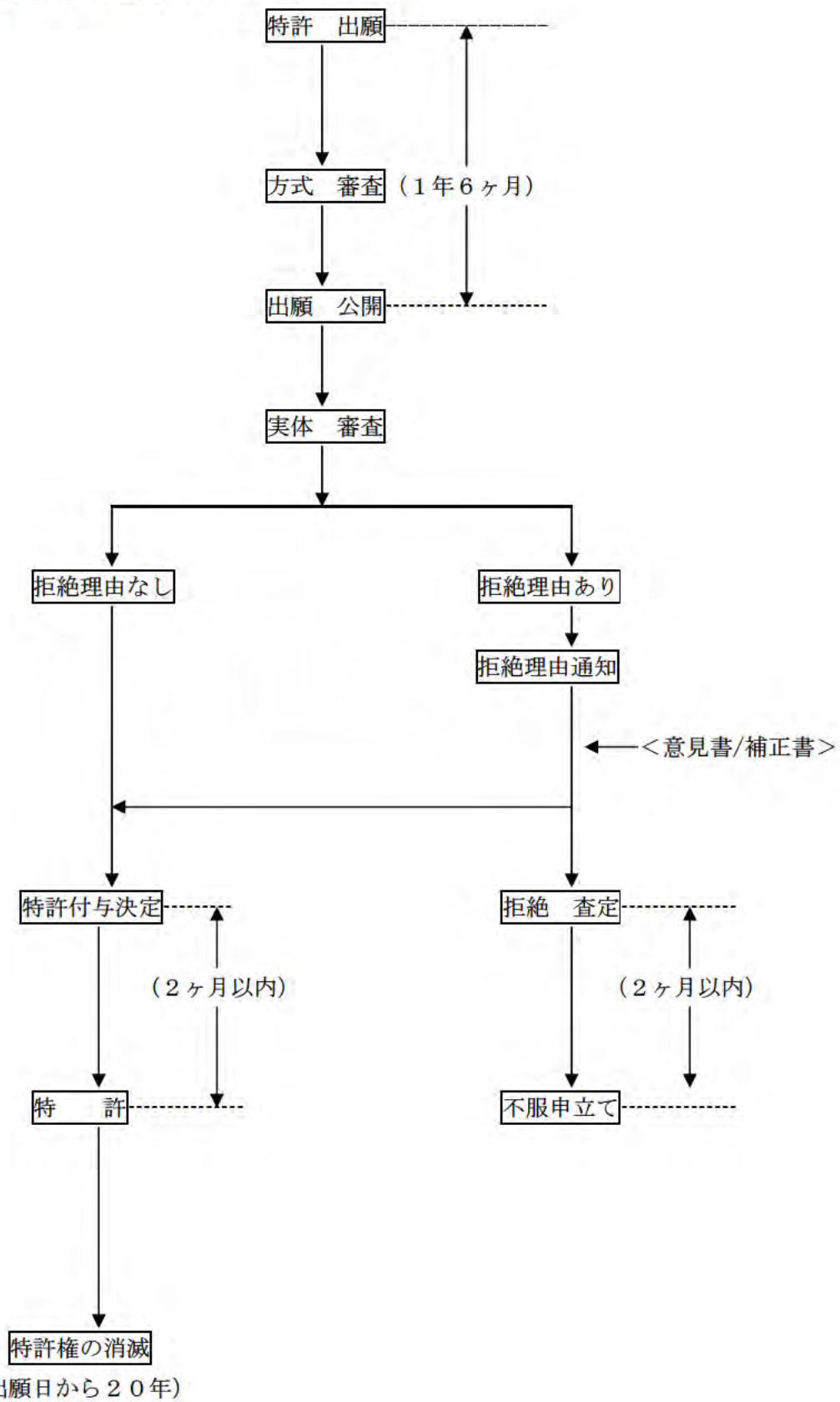
(6) 分割出願について

出願人は、自発的に特許付与前に、また発明の単一性を満たしていない旨の通知から2ヶ月以内に分割出願をすることができます。

(7) 明細書等の補正について

出願人は、特許が付与されるまで明細書等の補正をすることができます。特許付与後は、クレームの減縮や明らかな誤記の訂正等を目的とする場合に限り、明細書等の補正をすることができます。

出願から特許権の消滅までのフローチャート：



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。特許権の設定登録日から発生します。
- (2) 出願係属中は、維持年金を納付する必要はありません。特許付与料金と同時に5年度分を納付し、その後の5年度分を5年後の出願日に相当する月の末日までに納付しなければなりません。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限
優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類
下記の書類のスペイン語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・ 明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・ 19条補正がされた場合、補正後の翻訳文
 - ・ 34条補正がされた場合、補正後の翻訳文

11. 留意事項

- (1) メキシコ国の公用語はスペイン語です。
 - ① メキシコ国へ出願を決定した場合には、優先期間を考慮し可能な限り早急に英語により明細書等を作成し、現地代理人に送付するよう留意する必要があります。現地代理人は英語からスペイン語に翻訳する必要がありますので、十分に翻訳する期間を与える必要があるからです。
 - ② メキシコ国へ出願をする場合には、スペイン語圏の国々にも出願をすることが一般的かと思われます。
従いまして、このような場合には明細書等の翻訳料金を節約するために、他国出願の代理人が作成したスペイン語翻訳文をメキシコ出願においても使用するよう検討する必要があります。
 - ③ 出願に必要な書類を現地代理人へ送付した場合、必ず書類の受取通知を現地代理人からもらうようにする必要があります。
出願人は当該書類を送付した後、当然に現地代理人はその書類を受領したものと思いますが、何らかの事情により書類が届いていない場合も間々生じうるからです。
又出願人は、優先期間を常に管理し、現地代理人が当該期間内に出願が完了したか否か確認を求めよう、留意する必要があります。
- (2) 中間手続きに関して
 - ① 拒絶理由通知等、特許庁から受領した通知は必ず送付してもらうよう現地代理人に要求すべきでしょう。
一般的に、現地代理人はスペイン語による特許庁からの通知に対するその英語翻訳文

を併せて送付してきます。

しかし、その英語翻訳文に誤り等がある場合もありますので、応答期限を確認する際には、特許庁からの通知自体の日付がベースとなるからです。

- ② 拒絶理由通知に対してクレームの補正を行った場合、現地代理人が特許庁に応答したスペイン語による英訳文を、送付してもらうよう要求すべきでしょう。
最終的に特許になった場合に、クレームの範囲の判断資料となるからです。

(3) 特許の際に関して

- ① 最終的に特許になった場合には、クレームの英語による翻訳文を送付してもらうよう、現地代理人に要求すべきでしょう。
権利侵害等が生じた場合に、その侵害行為が特許権の範囲に属するか否かを判断する際に貴重な資料となるからです。
- ② 特許許後の年金管理に関しましては、他の国とは異なり5年度分を一括して納付する必要がありますので、納付期限について十分留意する必要があります。

実用新案制度

1. 現行法令について

1991年6月28日施行の法律により、1998年1月1日施行の1997年12月26日の政令による改正法が適用されています。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様ですが、図面の提出が必要となります。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)

(3) 図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

(5) 譲渡証 (Assignment)

譲渡人が署名します。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

特許出願の場合と同様です。

3. 料金表 (単位: メキシコ ペソ (MXN))

(1) 出願料金	1 8 9 9
(2) 局指令応答料金	4 8 6
(3) 期間延長料金	1 2 5
(4) 年金	
1年度から3年度 (各年度当たり)	6 0 0
4年度から6年度 (各年度当たり)	9 4 9
7年度から10年度 (各年度当たり)	1 5 4 9

4. 料金減免制度について

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、方式的要件及び実体的要件について審査されます。

(1) 実用新案の保護対象について

実用新案とは、物品に関する形状・形態・構造・配列であった有用性を有するもの、製品や装置又は器具等であると、定義されております。従いまして、方法は保護を受けることはできません。

(2) 不登録事由について

次の事由については、実用新案として保護を受けることができません。

- ・実用新案の定義に該当しない場合。
- ・産業上利用できない場合。
- ・公序良俗に反する恐れのある場合。
- ・新規性の要件を満たさない場合。

等です。

(3) 新規性について

特許出願の場合と同様、絶対的新規性が採用されております。

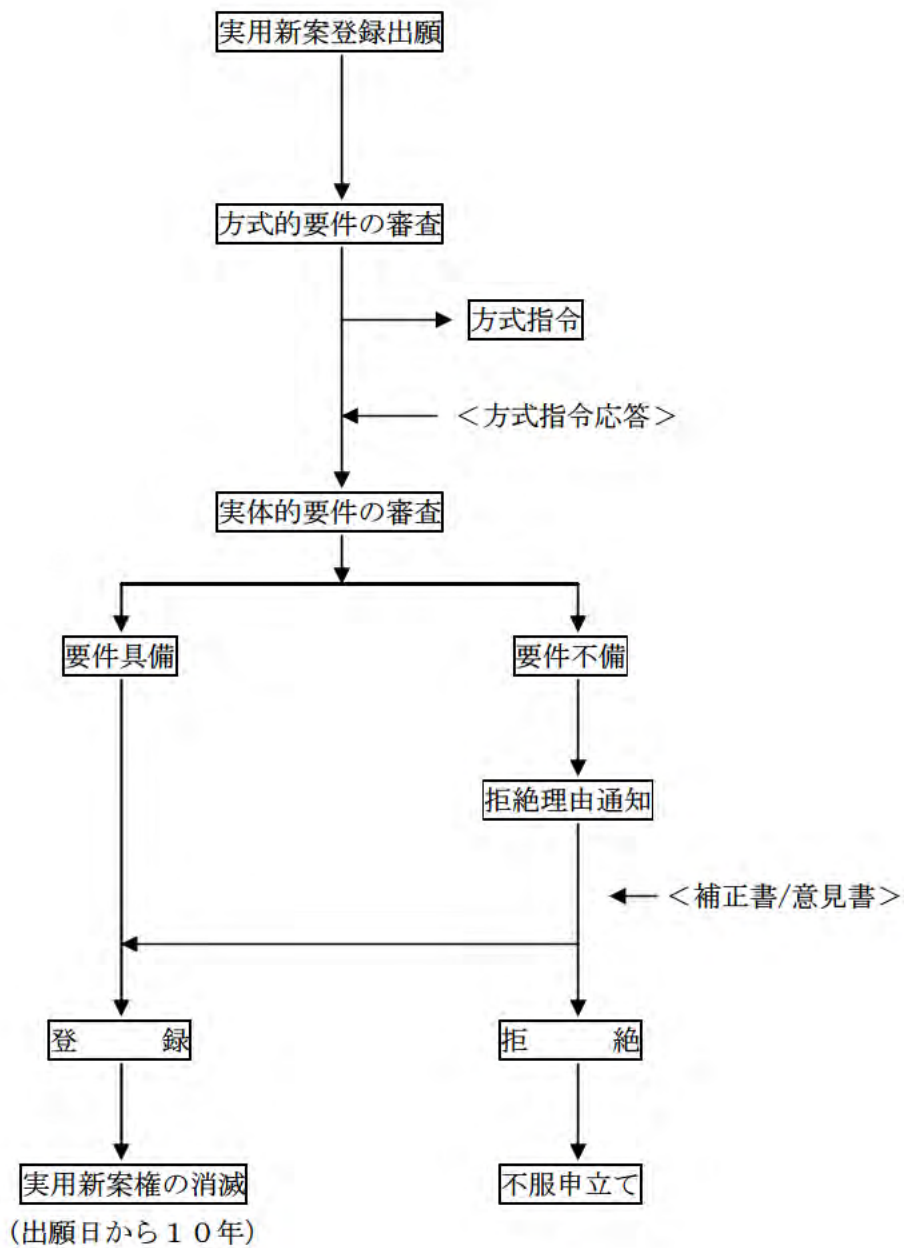
(4) 方式的審査について

特許出願の場合と同様です。

(5) 実体的審査について

特許出願と同様です。なお、出願が実用新案登録の保護対象ではないと判断された場合、出願人は実用新案出願を特許出願に変更することができます。この出願変更は、自発的にする場合は出願日から3ヶ月以内、又特許庁から要求があった場合は、その日から3ヶ月以内に行うことができます。

出願から実用新案権の消滅までのフローチャート：



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 実用新案の存続期間は、出願日から10年です。実用新案登録日から発生します。
- (2) 年金は登録後、納付する必要があります。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

規定はありません。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

PCT 出願により、実用新案として保護を求めることができます。

- (1) 国内段階移行時期
優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類
スペイン語による下記の書類の翻訳文の提出が必要です。
 - ・国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明
 - ・19条補正をした場合、補正書の翻訳文
 - ・34条補正をした場合、補正書の翻訳文

12. 留意事項

特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

1994年10月1日施行の意匠法が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

★一意匠一出願が採用されています。一出願で複数の意匠を出願することはできません。

(1) 願書2通

- ① 創作者・出願人の住所、氏名、国籍の記載が必要です。
- ② 優先権主張する場合には、基礎出願の日付と番号。
- ③ 意匠に係る物品の表示

(2) 図面又は写真

(3) 意匠の説明

「説明、図解のとおり」(as referred to and illustrated above) と記載します。

(4) 明細書

権利を要求する部分である「クレーム」を一つだけ記載します。明細書には、意匠に係る物品の操作方法、内部構造等についての記載は認められていません。

(5) 譲渡証書

出願人が創作者でない場合に必要となります。通常は、譲渡証書（創作者及び出願人の双方が署名したもの）及びスペイン語の翻訳文を提出します。

(6) 優先権証明書

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(7) 優先権翻訳（スペイン語）

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(8) 委任状

法人の場合には認証が必要です。

3. 料金表（単位：メキシコ・ペソ(MXN)）

(1) 出願及び登録手数料	1 8 9 9 . 1 3
(2) 優先権主張	8 2 4 . 3 5 (1件につき)
(3) 補正	2 5 0 . 4 4
(4) 指令への応答	5 0 1 . 7 4
(5) 期間延長請求	1 2 5 . 2 2 (1ヶ月につき)
(6) 登録料（年金）	
*第1年～第9年までの各年	4 2 0 . 8 7
*第10年～第15年	7 4 3 . 4 8

(7) 登録無効請求	922.61
(8) 譲渡の登録	349.57
(9) ライセンスの登録	349.57
(10) 名称変更の登録	349.57

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

意匠出願については、実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

意匠出願について出願公開制度は採用されていません。意匠の内容は、登録後に公告されます。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願については全件、実体審査がされますので審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

意匠出願については最初に方式審査が行われ、方式要件を具備した出願について実体審査が行われます。実体審査は、意匠出願に係る意匠が産業上の利用可能性を有するか(意匠に係る物品が量産できるか)、公序良俗に反しないか、新規性及び独自性を有するか否かについて行われます。

意匠出願が実体的登録要件を具備していない場合には、拒絶の理由が通知され出願人には反論の機会が与えられます。意匠の登録を拒否する決定に対しては、30日以内に産業財産庁に審判請求(再審査を求める不服申立)を行うことができます。

なお、意匠出願日から3ヶ月以内であれば、意匠出願を特許出願又は実用新案登録出願に出願変更することもできます。

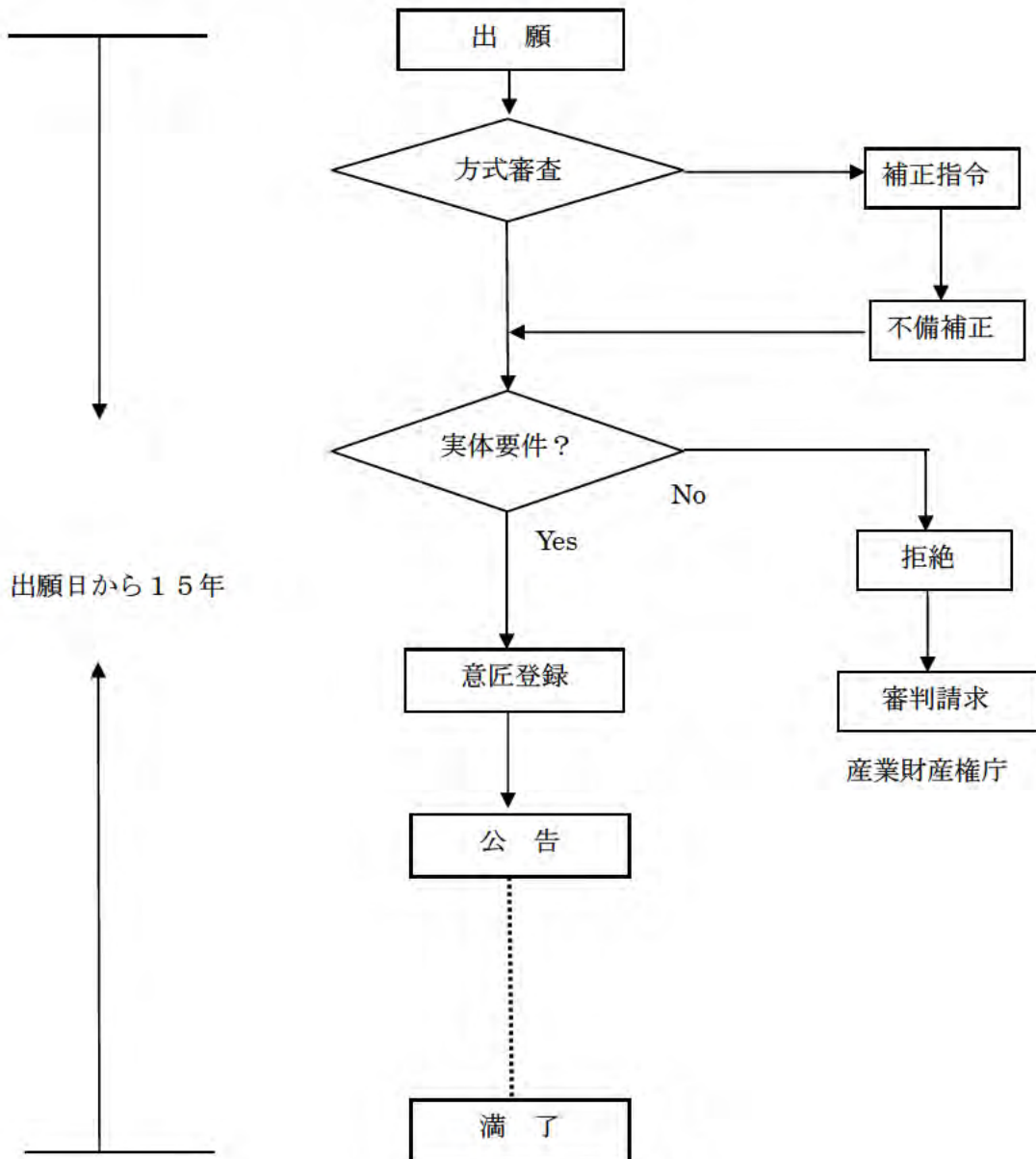
意匠出願が実体的登録要件を具備している場合には、出願は登録され意匠権が付与されます。意匠の内容は公報にて公表されますが、異議申立制度は採用されていませんので、登録に不服がある第三者は登録無効を請求することになります。

【新規性】

出願に係る意匠が、出願日又は優先日前に世界のいずれかにおいて公然知られた意匠と同一又は類似でない場合には、新規性を有するものとされます。

【独自性】

出願に係る意匠が、公知の意匠又は公知の意匠特性の組合せとは独立に創作されかつそれらとは重要な点で異なっている場合には独自性を有するものとされます。



9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は、出願日から15年です。更新制度はありません。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておられません。

11. 留意事項

(1) 意匠の定義

意匠とは、装飾を目的として工業製品に組み込まれた形状、線若しくは色彩の組合せであって当該製品に特有の外観を与える平面の形態、又は、工業製品製造のためのひな形若しくはパターンとして働き何らの技術的効果にも係わらない特有の外観を当該製品に与える立体の形状によって構成される立体の形態をいいます。

(2) 登録無効・取消し

意匠登録が、登録要件に違反して登録された場合には、第三者は意匠登録の無効を請求することができます。

(3) 権利侵害

無権限者による、意匠に係る物品の製造、開発、販売提供、市場投下、再生、模倣は意匠権の侵害とされます。意匠権侵害は行政犯罪とされ、罰金又は90日以内の営業停止等が課せられます。

(4) 年金納付

意匠登録後の年金は、1年単位ではなく5年ごとに納付します。

(5) 登録意匠の表示

意匠に係る物品（製品）に、登録意匠である旨の適正な表示がない場合には、意匠権者は訴訟を提起できませんので、注意が必要です。

(6) 登録意匠の実施

意匠権者には、登録意匠を実施する義務は課せられておりません。また、不実施に対する制裁としての強制実施権の制度もありません。

(7) 著作権との関係

意匠登録された物品（製品）が、著作権としての保護要件を具備している場合には、意匠登録に加えて著作権による保護を受けることも可能です。

商標制度

1. 現行法令について

現在は、1991年6月28日に施行の商標法が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

★メキシコでは、ニース協定に基づく国際分類が採用されていますが、一出願一区分制ですので、一出願で複数の区分を指定することはできません。

(1) 願書

出願人の名称・住所・国籍。

(2) 商標見本（6通）

出願商標は、文字商標、図形商標又はこれらの結合のいずれかに該当するかの情報。

(3) 商標が使用される商品又はサービスの表示及びその区分（ニース分類第9類）。

(4) 商標の使用に関する陳述書

メキシコにおける最初の商標の使用日、又は、メキシコでまだ商標は使用されていない旨の陳述。なお、「最初の商標の使用日」を後に変更することはできませんので、注意が必要です。

(5) 優先権を主張する場合

基礎出願の出願日、出願国、出願番号。

(6) 優先権証明書

出願から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(7) ディスクレーマーの表示

商標の付記的部分についてディスクレーマーを希望する場合にはその旨の表示。

(8) 委任状

出願用の委任状（単純委任状）と、将来の権利行使にも使える委任状（完全委任状）の2種類があります。

*単純委任状：出願人の代表者2名の署名、証人2名の署名が必要です。

*完全委任状：出願人の代表者2名の署名、証人2名の署名、更に、公証人による公証及びメキシコ領事（又はアポスタイル）による認証が必要です。

(9) 他人の同意書（必要な場合）

他人の承諾があれば不登録事由が適用されないような場合。

(10) 団体商標の場合

標章の使用に関する規則。

(11) 商号商標の場合

商号が使用されていることを証明する書面（公証が必要）。商号が使用されている場所の写真も必要です。

3. 料金表（単位：メキシコ・ペソ(MXN)）

(1) 出願及び登録料	2 1 6 7 . 8 3
(2) 追加情報の補正	2 5 0 . 4 4
(3) 期間延長請求	1 2 5 . 2 2
(4) 更新	2 5 2 6 . 0 9
(5) 譲渡・ライセンス登録	3 4 9 . 5 7
(6) 登録取消し請求	9 2 2 . 6 1

4. 料金減免制度について

商標出願についての減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

商標出願について実体審査は行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度と同等の機能を果たすものとして、商標出願は商標登録される前に工業所有権公報にその内容が掲載されます。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

商標出願については、最初に方式審査が行われます。方式要件を充足していない場合には補正命令が発せられ、応答しない場合又は応答内容が不十分な場合には、出願は放棄処分となります。

方式要件を充足した出願については、商標の識別性、先行商標との類似性等についての実体審査が行われます。商標出願がこれらの実体要件を満たしていない場合には、出願人に拒絶理由が通知され、反論の機会又は補正の機会が与えられます。拒絶理由への対応としては、指定商品・サービスの減縮、先行商標の所有者からの同意書（コンセン）などがあります。コンセンについては、両商標の抵触の程度によっては拒絶理由を解消できない場合があります。

商標出願が実体要件を具備していると認められた場合には、商標登録されます。商標出願については出願公告制度、異議申立制度は採用されておりません。商標登録に不服のある者は、登録後に無効・取消しの請求をすることになります。

商標登録の不登録事由は以下の通りです。

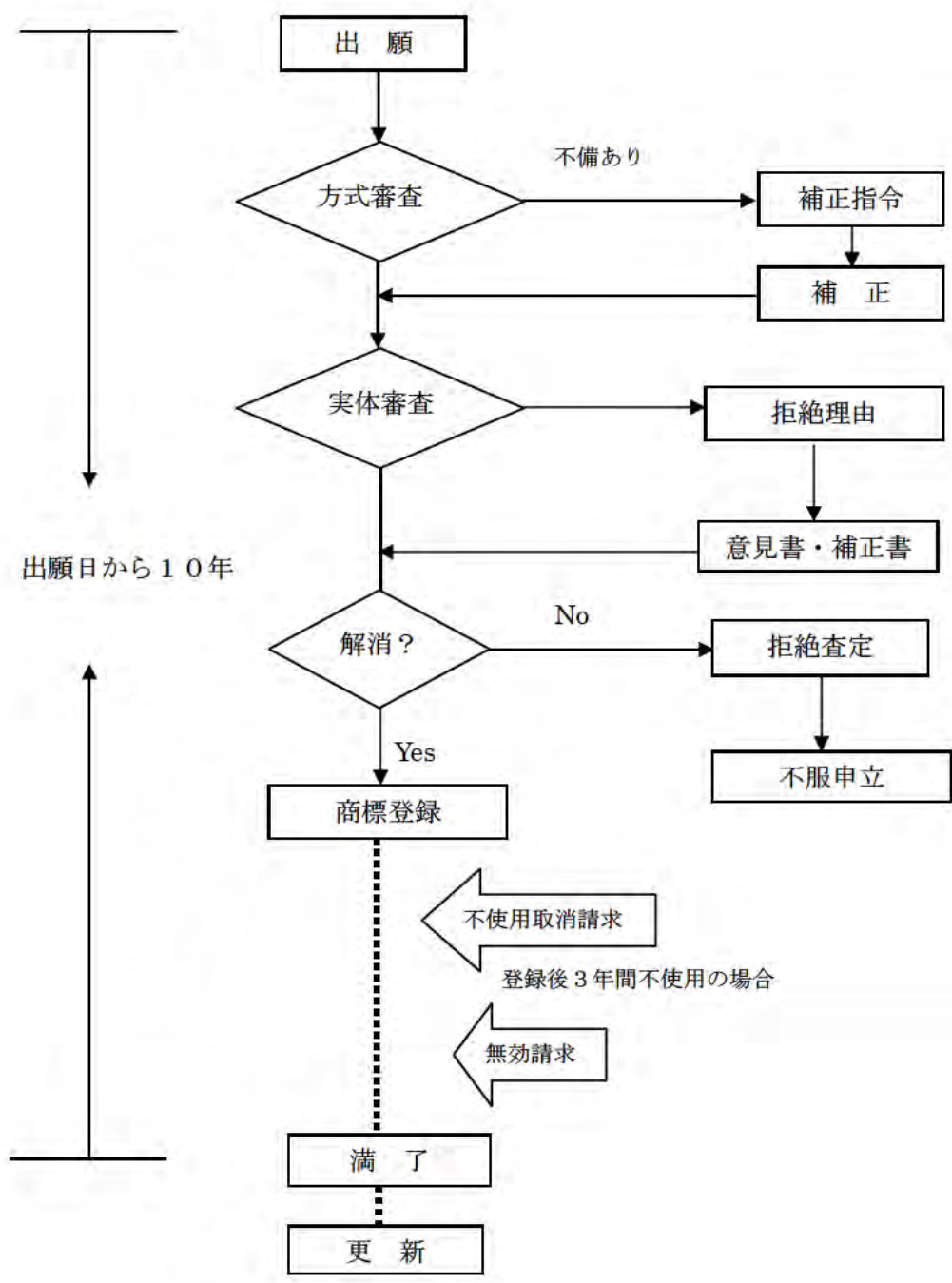
<不登録事由>

(1) 識別性等に関する不登録事由

- ① 動く商標
- ② 商品・サービスについての普通名称、慣用商標
- ③ 全体として記述的と認められる商標
- ④ 国、地方自治体等の紋章、記章など
- ⑤ 国の公的標識又は検証刻印等と同一類似であって当局の承諾を受けていないもの
- ⑥ 他人の氏名、筆名、肖像等であって、その他人の承諾を得ていないもの
- ⑦ 公衆を欺瞞させるおそれのある商標

(2) 先行商標との類似性等に関する不登録事由

- ① 先行登録商標と同一又は類似の商標(同一又は類似の商品・サービスを指定するもの)
- ② メキシコで周知・著名な商標と同一又は類似の商標
- ③ 他人の商号と混同を生ずるおそれがある商標



9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は出願日から10年です。その後10年ごとに更新することができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありませんが、登録後に3年以上不使用の場合には登録が取り消される場合があります。

11. 保護対象

商標とは、文字、数字、標識、図形、立体形状又はこれらの組み合わせであって、視認でき商標を使用する商品・サービスについて他人のそれと識別できるものをいいます。

12. 留意事項

(1) 通常の商標以外の商標

① 団体商標

団体商標とは、法的に組織された製造業者、生産者、商業者又はサービスの提供者である団体が、その構成員の商品又はサービスを識別するために使用する商標をいいます。団体は譲渡することができません。

② 連合商標

自己の登録商標に類似する商標は、連合商標として保護されます。登録商標の類似範囲にある商標について、出所の混同を防止するための制度です。

③ 広告スローガン

商標登録とは別に、広告用のスローガンも登録を受けて保護されます。通常の商標に関する登録要件が適用されますので、メキシコ工業所有権庁へ登録申請を行います。

(2) 無効・取り消し

商標出願が登録要件に違反して登録された場合、登録後に識別性を喪失した場合には、その登録を取り消される場合があります。他人の先行商標との類似性を理由とする無効請求の場合には、登録公告日から3年以内に限られています。

(3) 更新

商標権の更新出願は、存続期間終了前6ヶ月以内（又は存続期間経過後6ヶ月以内）に行わなければなりません。更新出願に際しては、①願書2通、②登録商標の使用についての宣誓供述書、及び③委任状が必要です。正当な理由なく更新出願前3年以上、登録商標が使用されていない場合には更新は認められません。

(4) 不使用取り消し

登録商標については使用義務が課せられていますので、商品の輸入制限等の正当な理由なく継続して3年以上不使用の場合には、登録が取り消される場合があります。商標の

使用と認められる態様は、①市場において一般的に入手可能な程度の数量の商品・サービスの提供、②メキシコ国内での販売又は輸出等に限られ、名目的な使用は含まれません。

なお、実務上、3年ごとに使用に関する証拠、使用宣誓書をメキシコ工業所有権庁へ提出することが推奨されています。

(5) 周知・著名商標の保護

商標登録されていない場合であっても、メキシコ国内で周知・著名な商標は一定の保護を受けることができます。周知・著名性の認定を得るためには、商標の使用期間、販売経路、宣伝活動の内容等に関する資料をメキシコ工業所有権庁に提出する必要があります。

(6) 譲渡

商標権（商標出願も含む）は営業とは無関係に譲渡することが出来ます。譲渡は登録しなければ第三者対抗要件を具備しません。譲渡の登録要件は以下の通りです。

① 申請書 2 通

② 譲渡証書（譲渡人、譲受人の双方が署名）

公証及び認証（又はアポストイル）が必要。

③ 委任状（譲受人のみ）

(7) ライセンス

排他的、非排他的のいずれのライセンスも認められています。商標出願についてもライセンスを許諾することができますが、商標登録がされるまでのその効力は生じません。譲渡の場合と同様、登録しなければ第三者対抗要件を具備しません。

(8) 登録標記

商品又はサービスの提供に係る物について登録標記をしていない場合には、訴訟を提起することができません。登録標記は、「**Marca Registrada**」、「**M.R.**」又は「**®**」の記号が推奨されています。

(9) 権利侵害

商標権の侵害は行政犯罪とみなされ罰金が課せられます。侵害に対して商標権者は、管轄民事裁判所へ訴えを提起することができます。また、メキシコ工業所有権庁に対して仲裁を請求することもできます。

(10) 商号との関係

商標を商号として使用する場合には、商号は登録しなくても保護されます。

(11) 原産地名称との関係

商標が原産地名称である場合には、所定の審査を経て原産地名称として別途保護されません。